

### 3)原材料名

アレルギーの対象範囲(28品目)

名称	焼き菓子
原材料名	<u>小麦粉(国内製造)、砂糖、卵、マーガリン、アーモンドパウダー、粉糖(砂糖、コーンスターチ)／膨脹剤、乳化剤、着色料(カロチン)、香料(一部に小麦・卵・乳成分・アーモンドを含む)</u>
内容量	5枚
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて、常温で保存してください。
製造者	社会福祉法人大授 千葉県千葉市〇〇区××町△△一△

賞味期限:2023. 12. 24

#### ①原材料名欄

- ◆使用した原材料を、添加物以外の原材料と添加物とに区分して、原材料については、原材料に占める重量割合の多いものから順に、一般的な名称を「原材料名欄」に表示する。
- ◆添加物は、表示ルールに沿って、原材料と明確に区分して、重量割合の多い順に表示する

配合比	薄力粉(45%)、鶏卵(25%)、バター(15%)、膨脹剤(10%)、食塩(5%)
-----	---

原材料名	小麦粉、卵、バター、塩
添加物	膨脹剤

## ②原材料名欄の記載内容

原材料	✓ 原材料名欄に記載
アレルギー	✓ 原材料名欄に記載
添加物	✓ <u>原材料名欄に明確に区分して記載</u> <u>又は「添加物」の事項欄に記載</u>
遺伝子組換え食品	✓ 遺伝子組換え又は不分別は、原材料名欄に記載 ✓ <u>非遺伝子組換えは、任意表示のため、別記様式枠外に記載も可</u>
原料原産地	✓ <u>原材料名欄に記載又は「原料原産地名」の事項欄に記載</u>

## ③表示する原材料

商品の製造に使用した原材料は、原則、全て表示する。ただし、複合原材料については、省略できる場合もあるため、ルールに従って表示する。

- ◆ 「隠し味に極少量用いるもの」「エキス分を抽出して取り除いてしまうもの(ハーブ、香辛料)」「加熱調理用の揚げ油」等についても表示が必要である。
- エキス分を抽出して使用する原材料は、製品に吸収されるエキス量を推測し、使用割合の多い順に表示する。



## ④ 複合原材料とは

- ◆ 複合原材料とは、「2種類以上の原材料からなる原材料」のことをいう。
- ◆ 複合原材料は、その複合原材料の名称の次に括弧を付して、それを構成する添加物以外の原材料を重量の高いものから順に表示する。添加物は、他の添加物と併せて別に表示する

配合比	あんず(45%)、砂糖(35%)、りんご(15%)、ペクチン(5%)
-----	------------------------------------

原材料名	ミックスジャム(あんず、砂糖、りんご)
添加物	ゲル化剤(ペクチン)

## ⑤ 複合原材料名の表示方法

複合原材料を仕入れて、それを利用して商品を製造・加工した場合、仕入れた複合原材料の名称と次に括弧を付して構成する原材料を表示する。

- ◆ 【こしあん】を仕入れて、和菓子に使用した場合
  - こしあん(小豆、砂糖、水あめ)、もち粉、いちご

- ◆ 【冷凍パン生地】を仕入れて、加工した場合
  - 冷凍パン生地(小麦粉、マーガリン、砂糖、卵、イースト、脱脂粉乳、その他)

## ⑥複合原材料名の省略規定

◆複合原材料を構成する原材料のうち、複合原材料に占める重量の割合の多い順が3位以下であってかつ、当該複合原材料に占める重量の割合が、5%未満の原材料については「その他」とまとめて表示することができる。

複合原材料に占める重量の割合が4位であったとしても、当該複合原材料に占める重要な割合が、5%以上の場合は、対象外となり、その原材料は表示しなければならないことから、重量の割合に注意する必要がある。

順位	原材料	割合
1	小松菜	40%
2	人参	30%
3	ごま	20%
4	砂糖	4%
5	塩	3%
6	みりん	3%

ごま和え(小松菜、人参、ごま、その他)

「砂糖」は、ごま和えにおける重量順位が3位以下(4位)であり、かつ当該複合原材料に占める重量の割合が、5%未満(4%)のため、砂糖以下の原材料を「その他」でまとめる

順位	原材料	割合
1	小松菜	40%
2	人参	30%
3	ごま	20%
4	砂糖	5%
5	塩	4%
6	みりん	1%

ごま和え(小松菜、人参、ごま、砂糖、その他)

「砂糖」は、ごま和えにおける重量順位が3位以下(4位)であるが、当該複合原材料に占める重量の割合が5%のため、重量順位が5位となる塩以下の原材料を「その他」でまとめる



◆複合原材料が製品の原材料中5%未満のとき複合原材料の名称のみで、構成する原材料の表示を省略できる。

配合比	小麦粉:45%、卵:25%、バター:16% ココアパウダー:10% <u>チョコチップ(砂糖、植物油脂、ココアパウダー、カカオマス):3%</u> 塩:1%
-----	---

原材料名	小麦粉、卵、バター、ココアパウダー、 <u>チョコチップ</u> 、塩
------	--

◆複合原材料が名称からその原材料が明らかな場合は、複合原材料の名称のみで、構成する原材料の表示を省略できる。

- ✓ 複合原材料の名称に主要原材料が明示
- ✓ 複合原材料の名称に主要原材料の総称が明示
- ✓ 複合原材料が、JAS規格、食品表示基準別表第3、公正競争規約で定義
- ✓ 一般にその商品が広く消費者に浸透しており、原材料が明らかであると社会通念上判断される場合。業界ではなく、消費者が判断することに注意が必要。